

上松町庁舎建設基本構想

上 松 町

目 次

目 次	1
序 章 新庁舎建設の基本構想	
はじめに	3
1. 基本構想の位置づけ	3
第1章 新庁舎整備の現状と課題	
1-1 現庁舎の現状と課題	4
(1) 庁舎の老朽化	
(2) 庁舎分散による弊害	
1-2 新庁舎建設の必要性	7
(1) 町民にとっての必要性	
(2) 行政にとっての必要性	
1-3 第5次上松町総合計画からみた庁舎の位置づけ	8
第2章 新庁舎建設の基本方針	10
2-1 新庁舎の基本理念	10
2-2 新庁舎の基本方針	10
2-3 新庁舎の基本機能	11
第3章 新庁舎の規模	
3-1 基本指標	14
(1) 計画想定人数	
(2) 新庁舎に配置する職員数	
(3) 議員定数	
(4) 公用車台数	
3-2 新庁舎における部署の配置	15
3-3 新庁舎の規模算定	15
(1) 現状面積の積み上げ	
(2) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定	
(3) 庁舎の必要面積	
(4) 駐車場、駐輪場の算定	
(5) 必要とされる規模	

第4章 新庁舎の位置

- 4-1 新庁舎の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4-2 建設地の選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4-3 建設候補地比較検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5章 事業計画

- 5-1 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 5-2 事業費の算定と財源計画・・・・・・・・・・・・ 24

資 料

- 1. 上松町庁舎建設基本構想策定の経緯・・・・・・・・ 25
- 2. 上松町庁舎建設委員会委員名簿・・・・・・・・ 25

はじめに

上松町役場庁舎は、昭和26年に建設され66年が経過しました。その間3回にわたる増改築を行ってきました。近年、日本各地で発生している大規模地震が起きた場合、「倒壊する恐れがある」「災害対策本部としての機能が著しく低い」等の調査報告を受けています。又、事務所が庁舎の他に、上松町健康増進センター、上松町公民館に分散されており、業務等に様々な弊害が生じてきていることから、今後の庁舎のあり方について「上松町庁舎研究検討委員会」を設置し、検討を積み重ねてきました。その検討結果を、平成28年9月1日付で、町長へ庁舎研究検討結果報告書を提出いたしました。

その結果を踏まえ、第5次上松町総合計画・後期基本計画（平成28年～32年度）では、「財政負担を考慮するとともに役場機能のあり方を検討し、2020年度までを目標に新庁舎建設を目指します。」と明記されているとおり、新庁舎建設に向けて進めていきます。

1. 基本構想の位置づけ

基本構想は、新庁舎建設に関する基本的な考え方を示し、庁舎建設基本計画の策定にあたって、検討の論点を整理したものです。

今後、基本構想を基に、様々な立場の方々から意見を聞き、また議論を重ね、具体的な規模、機能、建設場所、概算事業費など、新庁舎建設に向けた諸条件を整理し、基本設計の基本となる基本計画を策定していきます。



現 上松町役場

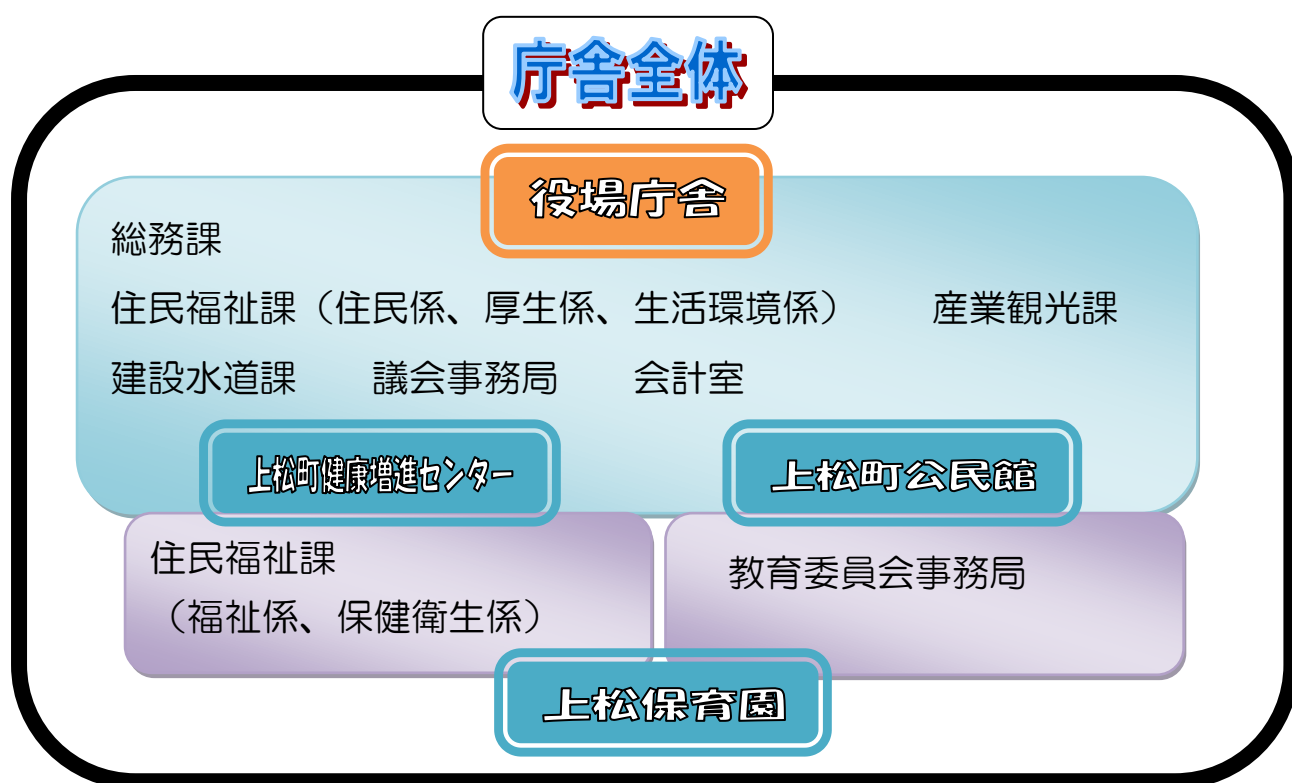
第1章 新庁舎整備の現状と課題

1-1 現庁舎の現状と課題

現在の庁舎及び事務所は、役場庁舎、上松町健康増進センター、上松町公民館の3カ所に分かれており、庁舎の分散による事務の弊害が見られるとともに、施設の老朽化や庁舎の構造等の問題も看過できない状況となっています。

現庁舎に関する現状と課題は以下のとおりです。

(現庁舎及び事務所の位置) *庁舎は3つの庁舎に分散されている。



現：上松町公民館



現：教育委員会事務局

(1) 役場庁舎の老朽化

①施設の設備等

- ・役場庁舎は、建設当時の施設に対する状況と現在の状況に大きな相違がある。
- ・施設全体のバリアフリー化の未対応。
- ・狭隘なロビーや住民室。
- ・コミュニティーの場の未設置。
- ・車社会の到来で、自動車で来庁する方が大部分で「駐車場が不足している」など、町民要望に応えられる施設内容となっていない状況にある。

②建物の老朽化

- ・役場庁舎は、築後66年が経過している建物と各種設備の老朽化が顕著である。
- ・平成20年度に耐震診断に伴う事前調査を実施したところ、コンクリート強度面では、国土交通省の耐震診断基準の最低限の基準はクリアしているものの、コンクリートの中性化により鉄筋の腐食が著しく、特にコンクリートのひび割れが多く発生し、大規模地震など、災害が発生した際の災害対策本部としての機能が著しく低く、倒壊する恐れがあるとの報告を受けた。

(2) 庁舎分散による弊害

①利用者の負担

- ・町の行政機能が複数の施設に分散しているため、どの庁舎にどの部署があるか分かりにくい。
- ・用件が他部局にまたがるような場合には、庁舎間を移動しなければならないなど、町民にとって負担を伴うものになっている。

②行政運営上の課題

- ・多様化する町民ニーズに対して、行政として迅速な対応が求められているが、部局が各施設に分散しているため、部局間の連携、協議といった連絡調整の面で支障が生じている。
- ・持ち回り決裁時には庁舎間の移動が必要となり、業務効率の低下を招いている。

●熊本地震により被害を受けた宇土市役所



(柏市応援派遣資料より)

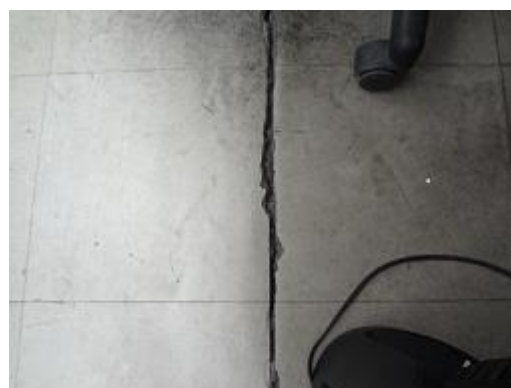
●コンクリート強度、中性化結果

- ・調査日…平成21年1月10日
- ・調査内容…コンクリートの圧縮試験、中性化試験、ひび割れ等の目視

コンクリートの強度	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省の耐震診断基準の最低限の基準はクリアしているが、現場でコンクリートを調合、打設したため、品質のばらつきあり。 ・建物の経過年数、費用対効果等を考えると、耐震診断、耐震補強工事ができない状況。
コンクリートの中性化	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの中性化はかなり進んでいる。 ・コンクリートの中性化が進むと、鉄筋が腐食し始め、鉄筋周囲に固いサビが生じ、鉄筋周囲のコンクリートを圧縮してコンクリートにひび割れを起こす。 ・サビの影響で鉄筋の強度を失う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・2階、3階事務室の床、壁にかなりのクラックがある。 ・駐車場及び庁舎事務室もかなり手狭な状況 ・町民に不便をかけている状況



役場1F 柱クラック



役場2F 床クラック

(現庁舎における課題)

【庁舎全体】

課題	内容
行政運営上	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所が分散しているため、部局間の連絡調整がスムーズにできない。 ・事務決裁等に時間がかかる。
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・一カ所で用件が済まない。 ・情報の共有がしにくい。

現庁舎の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等の修繕箇所が年々増えている。 ・電気、電話、コピー機等の機器類が必要となりコストがかかる。
----------	--

【役場庁舎】

課 題	内 容
建物の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は、建設後66年が経過し、建物・設備の老朽化が進み大規模地震の際は倒壊の恐れがある。 ・災害時の本部機能に不安が生じる。
町民サービス面	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が少なく、路上駐車が目立つ。 ・行政の窓口サービスは、一度で用件が済むワンストップサービスが望ましいが、現在はいくつかの庁舎に分かれているため、用件が複数ある場合は移動しなければならない。 ・窓口（戸籍）が総合窓口になっている為、来庁者が直接担当係へ行きづらく、又混雑時にはかなりの時間を要す。 ・住民相談室が1ヶ所しかなく、混雑時には立ち話となり、プライバシーが保てない状況である。
行政運営上	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者が直接事務室に入れるため、情報管理等セキュリティに問題が生じる。
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体がバリアフリー化されていない。 ・身障者用トイレがない。 ・役場庁舎の構造が複雑なため来庁者が戸惑う。
現庁舎の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等の修繕箇所が年々増えている。

1-2 新庁舎建設の必要性

現庁舎が抱える課題の多くは、新たに庁舎を建設することにより解消が見込まれることから、新庁舎の必要性について整理すると以下のとおりとなる。

(1) 町民にとっての必要性

①災害時の対策本部機能

災害等の発生時には、迅速な救援・救助や復旧活動と並行して、関係機関との連絡調整、情報収集など、様々な事態への対応が想定されるため、庁舎の統合により、災害対策本部機能の強化が図れる。

②利便性の向上

各業務がそれぞれの施設に分散している現在、内容によっては複数の場所に移動

しなければならず、町内1キロ強の範囲ではあるものの町からは勾配がきつく、町民には不便を強いている。本庁方式をとれば、1カ所で用件を済ませることができる。又、人々の交流機会を促進する拠点として、庁舎を利用する人々の利便性の向上が図れる。庁舎を利用する機会が増えると、情報と人の交流が促進され、町民活動の活性化にもつながる。

③まちづくりのシンボル

新庁舎を建設した場合には、町のイメージを内外にアピールすると同時に、まちづくりを誘導する大きな動機づけとなる。

(2) 行政にとっての必要性

①行政組織の一元化

町民への対応を迅速かつ有効なものとするためには、統合庁舎で行政組織を一元化されることが望まれる。

②行財政運営の効率化

少子高齢化と過疎化が進む当町の財政状況は大変厳しい状況であり、行財政運営の一層の見直しが求められている。このため、簡素で効率的な行財政運営を実現するためには、より効率的な体制や環境を整えた統合庁舎が必要と考える。

③庁舎管理の合理化、効率化

新庁舎の建設には膨大な経費を要するが、庁舎統合化は、これらの経費の合理化、効率化を推進できる効果的な手段である。

1-3 第5次上松町総合計画からみた庁舎の位置づけ

第5次上松町総合計画では、「上松町の自然、文化、歴史を大切にし、地域の財産でもある森林（もり）と人間が共生する夢のある、協働のまちづくりを目指します」を基本理念とし、基本目標を6項目に定め事業展開をしています。その目標の中にも、新庁舎建設の必要性についても位置づけられています。

▼基本構想 基本目標「協働で進めるまちづくり」から（抜粋）

(5) 行政

役場庁舎の耐震性が著しく低下していることから、災害時の対策本部としての機能を確保するための対応を検討する必要がある。

▼後期基本計画（5. 行政 「現状と課題」、具体的施策）から抜粋

…現状と課題…

役場庁舎は昭和26年に建設し、以降、増改築を重ねてきました。大規模地震など、災害が発生した際の災害本部としての機能は著しく低い状況です。また、役場を利用する住民のための駐車場不足、庁舎面積に限られるなど、日常の利用においても多くの課題があります。

(以下省略)

…具体的な政策…

①財政的負担を考慮するとともに役場機能のあり方を検討し、2020年度までを目標に新庁舎建設を目指します。

(以下省略)



役場庁舎 窓口



1F 執務室

第2章 新庁舎建設の基本方針

2-1 新庁舎の基本理念

現庁舎が抱える課題や少子高齢化を含む近状の社会情勢の変化を踏まえるとともに、総合計画に掲げるまちづくりの基本理念である「上松町の自然、文化、歴史を大切にし、地域の財産である森林（もり）と人間が共生する夢のある、協働のまちづくり」の実現に向けて庁舎づくりを進めていく必要があります。

新庁舎は、町民や訪問者等にとって訪れやすく、親しみの湧く、地域に開かれた庁舎であるとともに、町民が行政サービスを受けるための行政施設として、満足度の高いより良いサービスの提供と行政課題に対応できる、機能的で効率化が図れるものとし、また災害時には危機管理対応を果たす防災拠点の機能を併せもつものとしします。

このような考えに基づき、町民の参加と関係機関団体との連携の基、ひのきの里、森林浴発祥の地として、さわやかな森林の風が吹き抜けるような庁舎を目指し、協働による「まちづくり」の拠点となることを新庁舎の基本理念とします。

2-2 新庁舎建設の基本方針

【基本方針1：防災・減災拠点の機能を果たせる庁舎】

- ・災害に強い構造と設備を備え、安全性に優れ、迅速で的確な対応が出来る体制と危機管理及び防災機能が整った庁舎にします。
- ・防災・減災拠点（災害対策本部）としての機能、設備及び避難所の機能を兼ね備えた庁舎とします。

【基本方針2：町民に親しまれる庁舎】

- ・庁舎を行政事務の場としてだけではなく、町民の生活においても最大限活用して頂くため気楽に足を運び、町民同士が様々な交流をもつための活動の場として、町民の拠りどころとなる庁舎とします。
- ・町民が行政や議会を身近に感じられる庁舎を目指します。
- ・利用者にやさしい、温かみのある庁舎とします。

【基本方針3：誰もが利用しやすい庁舎】

- ・様々な人々に利用される施設であり、町民にとってわかりやすく、使いやすく親しみやすい場であることが求められていることから、ユニバーサルデザイン(※1)を導入し、来庁者が短時間で適切な町民サービスが受けられるように、便利でわかりやすい窓口機能等を充実します。
- ・多目的トイレやバリアフリーなど、ユニバーサルデザインとし、高齢者や身障者を含む全ての利用者に配慮した整備を行います。
- ・建物だけではなく、駐車場の整備やコミュニティバスの乗降場所の確保など、来庁者の利便性の向上を図ります。

(※1) ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

- ・庁舎で働く職員もいきいきと生甲斐を感じて働けるよう、明るい執務環境を整えます。

【基本方針4：機能性・効率性を重視した庁舎】

- ・貴重な町民の税金を使い、しかも厳しい財政状況の中での庁舎建設になることから、既存の施設の活用も検討しながら、機能性・効率性を重視し、華美な要素は排除して、建設に要する費用の削減に努めます。
- ・施設の長寿命化、維持管理の効率性、将来の施設改修・設備更新への対応を容易にするなど将来的な維持管理経費も考慮した経済効率の高い庁舎を目指します。
- ・庁舎で働く職員が、効率的で効果的に業務を行うことができるよう、情報ネットワークの整備や部署間の連携などに配慮した適切な執務環境を整えます。
- ・情報管理など高いセキュリティ機能を備え、町民の情報財産を守り、外部からの不正アクセス等に対しあらゆる対策を備えた安全・安心な庁舎を目指します。

【基本方針5：人と環境にやさしい庁舎】

- ・温かみのある地元産木曽五木等を活用した、人にやさしい快適なデザインを取り入れ、省エネルギーや新エネルギー技術を導入することを検討し、経済性に優れた環境にも配慮した、人にやさしい庁舎を目指します。

【基本方針6：あげまつらしい庁舎】

- ・森林浴発祥の地、赤沢自然休養林を擁するひのきの里上松町にふさわしく、さわやかな森林の風が吹き抜けるような庁舎を目指します。
- ・住民と行政が知恵を出し合い、協働してまちづくりに取り組める庁舎を目指します。

2-3 新庁舎の基本機能

新庁舎建設の基本方針を踏まえ、新庁舎の基本機能を次の8つに分類し、設計に組み入れることを望みます。

■ 窓口機能

- ① 関連窓口の近接配置による効率的で利用しやすい窓口
- ② 使いやすいローカウンターや広くゆとりのある通路
- ③ プライバシーに配慮した窓口や相談室の配置
- ④ 誰にでもわかりやすい案内表示（英字表記、点字等）
- ⑤ 総合受付の設置

■ 文化・交流機能

- ① 行政情報や観光情報、地域活動、地域産業等を発信するスペース
- ② 交流や憩いの場、ギャラリー等として活用できるスペース

③コミュニティバスのバス停設置

■防災機能

- ①災害時に対策本部を設置するためのスペースや放送・通信設備
- ②停電時にも対応できる非常用発電設備
- ③災害応急対策活動に必要な施設としての耐震性を有した耐震構造に配慮
- ④災害対応車両などを配置できる広い駐車スペース
- ⑤町民の生命・財産を火災や地震等の災害から守る消防団本部の設置
- ⑥地震や火災・風水害・土石流等の災害に強い建物
- ⑦緊急時に避難所となるスペースの確保の検討
- ⑧緊急用ヘリポート設置の検討
- ⑨災害時支援物資を備蓄する為の倉庫の設置

■執務機能

- ①オープンフロアを基本とした、明るい執務空間
- ②執務空間と利用者空間の明確な区分
- ③拡張性があり、多用途に使用できる会議室
- ④来庁者と職員との応接や、打合せのスペースを効率的に配置
- ⑤税申告事務など、一時に多くの町民への対応が可能なスペース
- ⑥職員の健康維持、疲労を癒せるよう、窓が多く、緑の木々が映り、外の風が取り入られる明るい執務環境

■施設管理機能

- ①自然エネルギーを有効に活用し、省資源、省エネルギー等に配慮した、照明・空調設備
- ②個人情報や行政情報の適切な管理と休庁日や夜間などの庁舎管理に対応した、強固なセキュリティ機能の充実
- ③サーバー室、防災無線室等の重要機器、重要書類の保管倉庫は耐火構造

■駐車・駐輪機能

- ①来庁者用駐車場は、十分なスペースを確保し、利便性や動線を考慮して整備
- ②障がい者及び車椅子利用者や妊産婦、高齢者に配慮した駐車場を確保
- ③来庁者区画、職員用駐車区画を区別し、公用車駐車場は、備品管理、防犯の観点からも適切な配置

■議会機能

- ①議会活動が十分出来る様、事務局と委員会室の設置
- ②議場については、多目的用途の会議室を利用の検討

■ 利便機能

- ① 町民や来庁者の利便性の観点や交流人口増加の核となる可能な限りの複合施設（ATM、商工会等）の設置を検討
- ② 来庁者が気軽に利用し、憩うことのできる休憩スペースの設置
- ③ トイレは十分なスペースを設け、子どもから高齢者、障がい者に配慮し明るく使いやすい空間



役場庁舎 住民室



役場庁舎 雨漏り

第3章 新庁舎の規模

3-1 基本指標

新庁舎の規模の算定根拠となる、将来の人口や職員数及び議員数を以下のように設定します。

項目	想定数
計画人口	4,382人
新庁舎に配置する職員数（保育園除く）	73人
議員数	10人

(1) 計画想定人口

本町の人口推移を国勢調査数値で見ると、平成12年が6,376人、平成17年が5,770人、平成22年が5,245人、平成27年が4,673人と報告されており、将来の人口推計では、今後も減少するものと想定されています。しかし、平成27年度に策定した上松町地方人口ビジョンで定めているとおり人口減少の傾向を認識しつつも、今後の施策により減少速度を緩めるとして、平成32年度の計画人口を概ね4,382人と想定します。

(2) 新庁舎に配置する職員数

職員数の動向については、平成24年に作成した「上松町定員管理計画」により、平成29年4月1日現在の職員数（特別職除く）の目標を80人としたところであり、同日の現職員数（特別職除く）は、81名となっています。

この人数を基に、庁舎建設目標年度である平成32年度の職員数を推計することとなります。今後、人口の減少が見込まれ、職員数も総体的には減少傾向で推移することが想定されますが、行政事務業務量の極端な減少は見込まれないため、安定した行政サービスを提供していくためには職員を極端に削減することは非常に厳しい状況であります。

現在の役場庁舎で業務を行っている職員（特別職含む）は54名ですが、新庁舎には、健康増進センターで業務を行っている住民福祉課（福祉係、保健衛生係）、上松町公民館で業務を行っている教育委員会事務局（総務教育係、社会教育係、子育て支援係）の職員を本庁舎に集約します。このため、建設時の職員数は73名（保育園職員除く）を

想定します。

■表1 新庁舎に配置する予定の部署数（兼務除く）

課名	特別職	課長級	補佐・係長	一般職員	計
町長部局	2				2
総務課		1	8	13	22
住民福祉課		1	5	12	18
産業観光課		1	2	4	7
建設水道課		1	3	7	11
会計室		1	1	1	3
議会事務局		1			1
教育委員会事務局	1	1	2	5	9
計	3	7	21	42	73

(※) 庁舎内に配属想定者数

(平成29年4月現在)

(3) 議員定数

「上松町議会の議員の定数を定める条例」により、現在の議員定数を10名と定めている。現在と同じ10名を維持するものとします。

(4) 公用車台数

平成29年4月現在、役場庁舎、健康増進センター、教育委員会事務局に配置している公用車は、42台（乗用37台、マイクロバス2台、ダンプトラック2台、消防指令車1台）です。今後の業務量の減少や、職員数の大幅な減員が難しいことから、現状の40台（マイクロバスを除く）を想定します。

3-2 新庁舎における部署の配置

行政事務の円滑化、効率化と住民の利便性を図るため、現在分散している庁舎（健康増進センター、教育委員会事務局）を新庁舎に配置する。

庁舎は、住民の利便性を重視し、窓口業務が多い部署を入口に近い位置に配置し、又、利用者の憩いの場となるようなスペースの確保など、住民目線で検討することが重要となります。

3-3 新庁舎の規模算定

新庁舎の延床面積の算定にあたっては、町職員数や議員数を勘案して検討します。

庁舎の必要面積は、現状面積や国の算定基準を参考に検討し、又、建設候補地を考慮しながら、必要規模を算定します。

(1) 現状面積の積み上げ

【役場庁舎】

	区 分	適 用	面 積 (㎡)
1 階	事務室		1 9 9 . 9 6
	町長室		2 2 . 0 4
	1 0 1 会議室	消防団本部兼用	1 4 . 0 4
	ロビー		2 2 . 7 2
	書庫・倉庫		2 4 . 9 7
	宿直室		1 5 . 8 4
	男子更衣室		9 . 9 1
	女子更衣室		9 . 9 9
	湯沸室		1 0 . 8 0
	トイレ		1 8 . 9 6
	住民室		2 1 . 1 8
	2 階	事務室	
湯沸室			3 . 1 1
機械室			2 5 . 9 0
サーバー室			2 8 . 8 0
小会議室			2 0 . 8 0
2 0 1 会議室			2 8 . 4 4
2 0 2 会議室			5 6 . 8 8
無線室			1 3 . 5 0
3 階	議会事務局		5 3 . 7 6
	議場		1 2 2 . 8 8
	トイレ		4 . 6 8
	書 庫		3 7 . 4 4
その他部分 (通路、階段、玄関など)			1 3 0 . 7 8
小 計			1,048.20
駐車場			420.82
合 計			1,469.02

【健康増進センター】

区 分		適 用	面 積 (㎡)
1 階	事務室		63.89



【上松町公民館】

区 分		適 用	面 積 (㎡)
1 階	教育委員会事務局 事務室		73.20



【合計床面積】

区 分		適 用	面 積 (㎡)
役場庁舎、健康増進センター（事務室）、教育委員会事務局（事務室）			1,185.29

(2) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

新庁舎に配置される職員数（平成29年4月）職員数84名をもって、標準庁舎面積を算出します。

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、国家機関の建築物及びその付帯施設の位置・規模・構造を定めています。その基準の一つである新営一般庁舎面積算定基準を準用し、必要面積を算定します。算定については以下のとおりとなります。

区分	役職	人数	換算係数	換算人数	面積
(1) 事務室	特別職（三役）	3	10.0	30.00	
	課長級	7	2.5	17.50	
	補佐・係長	21	1.8	37.80	
	一般職員	42	1.0	42.00	
	臨時職員	11	1.0	11.00	
	計	84		138.30	
	面積計	換算人数×3.3 m ² ×1.1			
(2) 会議室	40 m ² /100人、10人増すごとに4.0 m ² ×1.1				33.60
(3) 倉庫	事務室の面積 502.03×0.13				65.26
(4) 宿直室	10 m ² /人、1人増すごとに3.3 m ²				10.00
(5) 庁務員室	10 m ² /人、1人増すごとに1.65 m ²				11.65
(6) 湯沸室	6.5 m ² ×2階				13.00
(7) 受付	6.5 m ² （最少）				6.50
(8) 便所・洗面所	職員数50人～100人の場合		標準面積:40 m ²		40.00
(9) 医務室	職員数50人～100人の場合		標準面積:35 m ²		35.00
(10) 食堂・喫茶室	職員数50人～100人の場合		標準面積 32 m ²		32.00
(11) 固有業務	議会:議員数10人×35 m ² （総務省基準）				350.00
	印刷室（現況）				25.90
	書庫（役場現況：62.41 m ² 見帰現況 176.44 m ² ）				238.85
(12) 機械室	(1)～(11)の面積計が1000～2000 m ² の場合		標準面積：176 m ²		176.00
(13) 電気室			標準面積：61 m ²		61.00
(14) 交通部分	(1)～(13)の計:1600.79 m ² ×35%				560.28
(15) 車庫（公用車）	自動車台数40台		標準面積:18 m ² /台		720.00
	マイクロバス台数2台		標準面積:30 m ² /台		60.00
	計				780.00
合 計					2,941.07

◎固有業務部分は総務省基準又は現況面積を参入。交通部分とは玄関、広間、廊下、階段室等。

(3) 庁舎の必要面積

■表2 現況及び算定基準

(単位：㎡)

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定	2,941.07
現状面積の積み上げ（駐車場含む）	1,606.11

(4) 駐車場、駐輪場の算定

交通手段のほとんどを自動車に依存している本町の現状を踏まえ、それぞれ必要な駐車場を確保していきます。また、一般的な駐車場としての用途の他、災害時など緊急時にも対応できる構造にしていくことも検討していきます。

① 来庁者駐車場

通常の窓口業務で訪れる来庁者の他、高齢者、障がい者等が安全に出入りしやすい構造づくりにしていくことが必要となります。又、他町村を参考に来庁者駐車場を決めていきます。

② 駐輪場

現状、数名の職員がオートバイや自転車で通勤していますが、二輪車で来庁される一般の方はほとんど見られません。実情に即した規格・構造にしていくことを検討します。

③ 公用車駐車場

現状保有している40台（マイクロバス2台除く）として算定します。防犯対策を含めた適切な管理ができる駐車場を検討します。

④ 職員駐車場

配置される職員数84人のうち現在54名（64%）の職員が自家用車で通勤しています。新庁舎の建設場所やその時々職員の状況にもよりますが、相応の面積確保が必要です。

(5) 必要とされる規模

庁舎機能面積は、分散している庁舎を統合することから、現役場庁舎を基準にするとさらに執務空間が手狭になり又、事務効率も悪くなることから、(2) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定結果を基本として、庁舎建築面積（床面積）2,700㎡程度、駐車場1,000㎡を基準とし、防災拠点機能等可能な限り柔軟に利用できる施設とすることを前提に、当町に必要な機能、規模の具体化に向けて検討を進める中で、庁舎建設基本計画に反映させることとします。

第4章 新庁舎の位置

4-1 新庁舎の位置

新庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されています。

当町の地形上、理想的な場所を確保することが困難と思われませんが、その中でもより適した場所を選定しなければなりません。

新庁舎の建設場所は、町民にとっての利便性が高い、防災・減災拠点の機能効果、経済性の面を考慮しながら候補地を選定します。

○地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

4-2 建設地の選定基準

新庁舎建設地の選定にあたっては、次の事項を選定基準とし、建設候補地の比較検討を行います。

I 防災・減災拠点の機能を果たせる庁舎

- ①地震・風水害等の防災面での安全性（災害区域指定）
- ②他の公共施設等の連携（避難所など）

II 町民に親しまれ、誰もが利用しやすい庁舎

- ①町民が来庁する際の交通の利便性
- ②周辺地域の発展の可能性（生活の利便性）
- ③ワンストップサービスの実現の可能性
- ④他の公共施設等との利便性
- ⑤町の中心地

III 土地対策等に関する視点

- ①用地取得の必要性
- ②用地利用に係る経済性（取得費用、除去費用）
- ③仮設庁舎の建設の必要性
- ④敷地面積の規模

⑤代替え駐車場

IV 法令適用等の視点

①土地利用に関する法規制等の適合性（河川法、都市計画法等）

4-3 建設候補地の比較検討

新庁舎の建設場所として、庁舎建設委員会委員から提案された候補地について、選定基準に基づいて比較検討しました。

候補地	ㄱ 防災・減災	ㄴ 利便性	ㄷ 土地対策	ㄹ 法令適用	備考
					①敷地面積 ⑤埋蔵文化財包蔵地(遺跡) ②土地所有者 ⑥用途指定 ③建築可能床面積(m ²) ④規制区域
沖田町駐車場 (共立自動車前)	△	△	○	△	①1400 m ² ②町有地③4200 m ² ④土砂災害警戒区域(イエロー)⑤沖田包蔵地 ⑥近隣商業地域
現 上松町役場	○	○	×	○	①628.46 m ² ②町有地③2513.84 m ² ④なし ⑤沖田包蔵地 ⑥商業地域
ひのきの里総合文化 センター横駐車場	△	○	○	○	①2500 m ² ②町有地③5000 m ² ④土砂災害警戒区域(イエロー)⑤沖田包蔵地 ⑥工業地域
旧西野機械跡地 (旧役場倉庫)	○	△	△	○	①2960 m ² ②民有地(一部町有地)③5920 m ² ④なし⑤なし⑥準工業地域
旧日通 現役場倉庫	○	△	×	○	①860 m ² ②民有地③1720 m ² ④なし⑤なし⑥準工業地域
沖田公園	○	○	×	△	①595 m ² ②町有地③1190 m ² ④なし⑤沖田包蔵地⑥商業地域
天狗山公園	×	×	△	×	①2817 m ² ②民有地③8451 m ² ④土砂災害特別警戒区域(幹線道路含む)⑤なし ⑥なし

※民有地に関して、地権者の意思を確認しているものではありません。

【参考：補足説明】

1. 沖田町駐車場（共立自動車前）

町有地であり、町の中心部にほど近い場所で、J R上松駅からも比較的近くアクセス条件は良い。隣接の土地を活用することも考えられるが、隣接には一級河川十王沢が流れており、大雨などによる土石流災害の危険が伴う事や、十王沢保全区域との調整が必要で防災の面、法令的な観点から難しいです。

2. 現上松町役場

町有地であり、また町の中心部、J R上松駅からも徒歩1分圏内であり、利便性に関しては優れている。また土砂災害警戒区域からも外れている。しかし、敷地面積が狭く、求められている面積が確保できないことや、仮庁舎、解体費用などの経済的な負担が大きい場所です。

3. ひのきの里総合文化センター横駐車場

町有地であり、また町の中心部、J R上松駅からも徒歩1分圏内であり、利便性に関しては優れている。また、隣には、ひのきの里総合文化センターが隣接していることから、その施設を活用することにより、建設に要する費用の削減に努めることが可能となる。しかし、一部を除いて土砂災害警戒区域（イエロー）に指定されていることや、建設時の代替え駐車場を検討する必要があります。

4. 旧西野機械跡地（旧役場倉庫）

土砂災害警戒区域（イエロー）から外れており、防災・減災拠点の観点からも適した場所ともいえ、また埋蔵文化財包蔵地指定からも外れている。しかし、町の中心地より離れている事による不便さや敷地の殆どが民有地であり買収費用や交渉期間が必要となってきます。

5. 旧日通 現役場倉庫

土砂災害警戒区域（イエロー）から外れている事、また埋蔵文化財包蔵地指定からも外れてはいるが、敷地が民有地であり買収費用や交渉期間が必要となってくる。また敷地面積が狭く、求められている面積を確保することができない為建設は困難です。

6. 沖田公園

町有地であり、また町の中心部、J R上松駅に隣接しており、利便性に関しては優れている。また土砂災害警戒区域からも外れている。しかし、敷地面積が狭く、求められている面積が確保できない為建設は困難です。

7. 天狗山公園

敷地面積は確保できるが、周辺が土砂災害特別警戒区域（レッド）に指定されている事や幹線道路も一部レッドゾーンに指定されている。また、上下水道や幹線道路の整備が必要となってくることから、膨大な建設費が見込まれます。

4-4 建設地の選定

これらの建設候補地を客観的、総合的に比較検討すると、代替え駐車場の対応が課題となるものの、新庁舎建設の第1候補地として、ひのきの里総合文化センター横駐車場、利用者の利便性の観点や私有地等の課題が残るが、第2候補地として、旧西野機械跡地の2か所を建設候補地として選定しました。



ひのきの里総合文化センター横駐車場



旧西野機械跡地（旧役場倉庫）

第5章 事業計画

5-1 事業スケジュール

今後、機能や規模等、新庁舎に関わる様々な事項について具体的に検討していきます。その過程が順調に推移すると、平成30年度から平成32年度にかけて、設計・施工を行い、平成33年度を目途に開庁できるものと考えます。

しかしながら、日本各地の復興事業や、東京オリンピックの開催に向けて、建設需要の増大が予想される中、全国的な建設労務、資材単価の高騰や技術労働力不足の深刻化が懸念されます。

●庁舎建設スケジュール

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年4月 新庁舎開庁予定
状況調査 ・研究	基本構想 基本計画	基本設計 実施設計	庁舎建設工事 着工・竣工		

5-2 事業費の算定と財源計画

(1) 事業費の算定

事業費は「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」を考慮し、庁舎建築面積（床面積）2,700㎡を上限に、駐車場1,000㎡も考慮した上で算定することとします。

事業費トータルの算定は、施設構造や設備内容などの仕様によって大きく異なるため、新庁舎建設がどのような形態となるかは、今後策定される「基本計画」と「基本設計」の段階で調査・検討を行って積算することとします。

(2) 財源計画

新庁舎建設に係る財源については、「上松町役場庁舎建設整備基金」を活用します。

また、基金の他に充当可能な補助金や有利な起債（※2）（公共施設等適正管理推進事業債「市町村役場機能緊急保全」充当率90%交付税措置対象分75%、交付税措置率30%）を活用し、さらに他の財源についても検討します。

（※2）起債（地方債）…地方公共団体が1会計年度を超えて行う借り入れをいいます。

上松町庁舎建設基本構想策定の経緯

- | | | |
|-------------|---------------|--|
| 平成29年 6月15日 | 第1回上松町庁舎建設委員会 | ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選任
・経過報告 ・委員会の運営について |
| 平成29年 7月 3日 | 第2回上松町庁舎建設委員会 | ・「新庁舎に求めるもの、どんな庁舎が理想か」をテーマにワークショップを実施 |
| 平成29年 7月21日 | 第3回上松町庁舎建設委員会 | ・前回のワークショップのまとめ（グループ討議） |
| 平成29年 8月 7日 | 第4回上松町庁舎建設委員会 | ・上松町庁舎基本構想（素案）について（全体討議） |
| 平成29年 8月28日 | 第5回上松町庁舎建設委員会 | ・上松町庁舎建設基本構想（素案）について（グループ討議） |
| 平成29年 9月 6日 | 第6回上松町庁舎建設委員会 | ・上松町庁舎建設基本構想（素案）について（全体討議） |
| 平成29年 9月21日 | 第7回上松町庁舎建設委員会 | ・上松町庁舎建設基本構想（素案）について（全体討議）
・建設候補地について |
| 平成29年10月 7日 | 第8回上松町庁舎建設委員会 | ・建設候補地について（グループ討議）
・候補地を2カ所に選定 |
| 平成29年10月25日 | 第9回上松町庁舎建設委員会 | ・上松町庁舎基本構想（案）について
・上松町庁舎基本構想答申（案）について |

上松町庁舎建設委員会 委員名簿

(役 職)	(氏 名)	(所 属)
会 長	斧洞 正一	上松町観光開発有限会社
副会長	大給 好純	上松町交通安全協会
委 員	畑 久義	上松町消防団
委 員	羽毛田盛雄	一般社団法人 上松町観光協会
委 員	宮木 昭彦	上松町こども・子育て支援会議
委 員	小林佳奈子	特定非営利活動法人 上松町こども未来会議
委 員	久保田 隆	上松町老人クラブ連合会
委 員	畑中 薫	上松町身体障害者福祉協会
委 員	羽毛田盛雄	上松町社会福祉協議会
委 員	池田 聡寿	上松町木材工業協同組合
委 員	田島 信久	上松町木造推進協議会
委 員	織田 三男	一般社団法人 長野県建築士会木曾支部
委 員	畑中 昭二	上松町建設協会
委 員	山田 弘	上松町商工会
委 員	町野 豊	若者によるまちづくり委員会
委 員	木内 寿一	上松町議会
委 員	安藤 孝一	一般から公募する者
委 員	依馬 邦夫	一般から公募する者
委 員	砂山 千春	一般から公募する者
委 員	田上 節子	一般から公募する者
委 員	中島 章	一般から公募する者
委 員	林 治範	一般から公募する者
委 員	山戸 忠	一般から公募する者